

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る
臨時特例手続等について

厚生労働省年金局事業管理課長
（公 印 省 略）

現行の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）に基づく保険料の全額免除、納付猶予、一部免除及び学生納付特例（以下「免除等」という。）については、税法上の前年所得等に基づき適用を行っているところであるが、当該前年所得等にかかわらず、法第 90 条第 1 項第 5 号等においては「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき」には、免除等を適用することが可能となっている。

また、当該「厚生労働省令で定める事由」として、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。以下「規則」という。）第 77 条の 7 が定められているが、同条第 4 号では、「前三号に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき」とされ、「失業」（同条第 2 号）等に準ずるものとして、「事業の休廃止」の場合も免除等を適用しているところ。

他方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失すること等に伴う所得急減により、失業等に準じる場合も多くあることが想定される。

このため、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点に加え、経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）も踏まえ、臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる措置を講ずることとした。

ついては、下記の内容をご了知の上、遺漏なきよう、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ）に対し周知をいただくようお願い申し上げます。

なお、日本年金機構事業管理部門担当理事宛並びに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長及び高等教育局学生・留学生課長宛に別添 1 及び 2 のとおり通知していることを申し添える。

記

1 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置の内容

2 の方法による申請をした者が、（1）に該当する者であるときは、（2）の対象期間について、臨時特例の措置として、規則第 77 条の 7 第 4 号に該当するものとして取り扱うものとする。この場合において、その申請された所得見込額（（1）の②の「簡易な所得見込額」をいう。）等からみて、免除等のそれぞれの基準適用に相当するときは、当該基準適用に相当する免除等をそれぞれ適用する取扱いとするものとする。

(1) 対象者

以下の①及び②のいずれも満たす者であること。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより収入が減少したこと。

② 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること

①により、令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中に見込まれる所得（以下「簡易な所得見込額」という。）（※1）が、国民年金保険料の免除等の基準適用相当（※2）（※3）になることが見込まれること。

（※1）簡易な所得見込額は、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月における所得額を12か月分に換算する簡易な方法によって差し支えない。

また、当該簡易な所得見込額の対象となる所得は、この臨時特例措置の趣旨に鑑み、事業所得・給与所得・不動産所得・公的年金等所得といった定期的かつ主要な所得のみとし、譲渡所得、退職所得、一時所得等の一時的な所得やその他の各種の所得は、考慮しない取扱いとする。

（※2）当該簡易な所得見込額が一部免除基準相当の所得等に該当する場合は、それぞれ該当する一部免除等を適用する取扱いとなる。なお、具体的な判定に当たっては、申告された簡易な所得見込額と前年の課税情報における控除額（例：社会保険料控除、医療費控除等）等を用いて判定する簡易な取扱いとする。

（※3）免除等の判定に用いる扶養親族数は、前年の課税情報における扶養親族数を用いて判定する取扱いとする。また、3の（3）のとおり、全額免除・全額猶予・一部免除にあつては、法第90条第1項本文ただし書等の規定により、連帯納付義務者（世帯主及び配偶者（納付猶予の場合は配偶者のみ））についても、それぞれ、免除等の基準適用相当に該当することが必要となることに留意すること。

(2) 臨時特例措置の対象となる期間等

今回の臨時特例措置は、令和2年2月以降の保険料を対象とすること。また、本臨時特例措置の手続による免除等は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とすること。

なお、現行の各免除等における適用サイクルを踏まえ、具体的には、それぞれ以下のとおりとなるので留意すること。

① 全額免除・納付猶予・一部免除

これらの適用サイクルは、7月から翌年6月までとなっていることから、当面は、令和2年6月分までの免除となること。このため、同年7月以降の分は、他の通常の免除申請と同様に、再度、この臨時特例措置による手続を行うことを要することに留意すること。

② 学生納付特例

学生納付特例の適用サイクルは、4月から翌年3月までとなっている。このため、令和2年2月分又は3月分の保険料の学生納付特例についても、本臨時特例措置による申請をしようとする場合には、令和元年度分（令和2年2月以降分に限る。）と令和2年度分（令和2年4月以降分）について、それぞれ申請書の提出が必要になることに留意すること。

2 申請書・確認方法等

(1) 申請書

① 全額免除・納付猶予・一部免除

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の様式により申請を行うこと。

その際、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」の記載を行うこと。

② 学生納付特例

「国民年金保険料学生納付特例申請書」の様式により申請を行うこと。

その際、申請書の「前年所得」（様式中の⑪の欄）の記載内容の区分に応じて、それぞれ以下のとおりの取扱いとなることに留意すること。

イ 1（所得なし）の欄に「○」が付されている場合

通常の申請手続によって学生納付特例の適用が可能であることから、本臨時特例措置による手続を行うことを要しないことに留意すること。このため、所得申立書によらず、通常と同様の申請手続で足りること。

ロ 2（所得あり（118万円以下））の欄に「○」が付されている場合

通常の申請手続によっても、学生納付特例の適用の対象となりうるが、通常の申請手続の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。

このため、通常の申請手続による判定でなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行っても差し支えない。

本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、別添3の「所得の申立書（臨時特例用）（学特）」（以下「所得申立書（学特）」という。）の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

ハ 3（所得あり（118万円超））に「○」が付されている場合

通常の申請手続の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。このため、通常の申請手続による判定ではなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行うことができるものとする。本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、「所得申立書（学特）」の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

(2) 添付書類

① 全額免除・納付猶予・一部免除

申請書に、別添4の「所得の申立書（臨時特例用）（免除・納付猶予用）」を添えて提出することとし、その他の添付書類は不要とする。

ただし、事後に、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（※）を確認させていただく場合があるので、2年間はその保管をお願いする旨を、当該所得申立書の様式中に明示することとしている。このため、申請者に対しては、適宜、その旨周知・説明等を願いたいこと。

② 学生納付特例

申請書に、通常の手続と同様、学生証のコピーを添えて提出することが必要であることに留意すること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により学生証が添付できない場合には、「新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行の遅延による国民年金保険料の学生納付特例申請の受付に係る留意点について」（年管管発0422第5号。厚生労働省年金局事業管理課長通知。）のとおりに取り扱うことに留意すること。

本臨時特例措置による手続を希望する場合（上記（1）②ロ及びハの場合）は、「所得申立書（学特）」を添えて提出すること。

ただし、この場合、事後に、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（※）を確認させていただく場合があるので、2年間はその保管をお願いする旨を、当該所得申立書の様式中に明示することとしている。このため、申請者に対しては、適宜、その旨周知・説明等を願いたいこと。

(※) 簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類とは、所得申立書の記載の内容を確認できるものであり、例えば、以下のような書類をいう。

例： 令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等が分かるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書 など

3 その他の運用上の留意点等

(1) 免除の影響等の周知・説明等

今回の臨時特例措置に係る免除等の申請の受理等に当たっては、例えば、以下のような免除等に該当した場合の効果や影響などの留意すべき点について、適切に周知・説明等すること。

- ① 免除等期間については、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなること。
- ② 免除等の適用後であっても、10年以内であれば追納が可能であること。
- ③ 一部免除となった場合は、免除されなかった分の保険料納付がないと給付等に結びつかないこと。

(2) 全額免除・納付猶予・一部免除の申請時の留意点

全額免除・納付猶予・一部免除における適用順位は、免除申請書の様式の⑨の欄のとおりとなることから、例えば、申請者において、猶予ではなく一部免除を希望する場合には、猶予欄に「×」を付けることが必要となること等の免除等区分の記入方法を適切に周知・説明等すること。

(3) 連帯納付義務者の取扱い

全額免除・納付猶予・一部免除の適用に当たっては、法第90条第1項本文ただし書等の規定により、法第88条に規定する連帯納付義務者（世帯主及び配偶者。ただし、納付猶予にあつては配偶者のみ。）についても、免除等の適用要件を満たすことが必要であることに留意すること。

このため、連帯納付義務者に係る所得申立書の取扱いは、それぞれ、以下の区分に応じた対応となることに留意すること。

- ① 連帯納付義務者の所得についても、本臨時特例手続による簡易な所得見込額による申請を行う場合

当該連帯納付義務者分についても、所得申立書への記載が必要となること。その際、所得申立書中の当該連帯納付義務者に係る欄は、申請者本人が記載しても差し支えないこと。

- ② 連帯納付義務者の所得について、今般の臨時特例手続による簡易な所得見込額でなく、通常と同様に、課税情報における前年所得等による申請を行う場合

当該連帯納付義務者分については、所得申立書において、簡易な所得見込額に係る記載等は不要であること。

なお、所得申立書に、当該連帯納付義務者に係る所得等の記載がない場合は、当該連帯納付義務者分については、通常どおり、課税情報における前年所得等によって判定を行うこととなるので、その旨申請者本人に確認するよう留意すること。

(4) 本人・配偶者ともに免除申請等をする場合の取扱い

例えば、本人及び配偶者がいずれも国民年金第1号被保険者である場合において、両名分の免除等の申請（本臨時特例措置による申請）を同時にしようとする場合は、通常の免除等の手続の場合と同様に、それぞれの申請者分ごとに、申請手続が必要であることに留意する

こと。

ただし、この場合においては、免除等の申請書に添付される所得申立書の記載内容が同一である場合には、一方の申請者の分は、当該所得申立書の写しを添付することで対応して差し支えないこと。（この場合、署名欄については、欄外に当該申請者本人の署名を記載するなど柔軟に対応して差し支えない。）

(5) 前納分や口座振替等の対応

保険料の前納を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、免除等の承認があった場合には、承認後に、日本年金機構から、前納分の還付（免除等の申請日以降の前納分）に係る通知が届くので、適切に対応いただくよう、周知・説明等すること。その際、還付の取扱いとしなかった場合には、当該納付期間分は、将来の年金額に反映できること等についても適切に周知・説明等すること。

また、保険料の口座振替を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、免除等の承認があった場合には、承認後に、口座振替が停止されることとなるので、その旨を周知・説明等すること。

(6) 郵送による手続の積極的な活用等

本臨時特例手続の趣旨を踏まえ、感染拡大防止等の観点から、郵送による手続の積極的活用をお願いすること。

また、市町村にあつては、日本年金機構に回付後の書類の不備等による返戻等をできる限り事前に防止する観点から、申請の受理に当たり、適切に内容を確認するとともに、不備等がなければ、速やかに日本年金機構に回付できるようにするなど、適切な対応をお願いしたいこと。

4 実施期間

令和2年5月1日から受付開始とする。なお、1の(2)のとおり、本臨時特例措置の手続による免除等は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とする。

以上

日本年金機構
事業管理部門担当理事 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る
臨時特例手続等について

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

現行の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。）に基づく保険料の全額免除、納付猶予、一部免除及び学生納付特例（以下「免除等」という。）については、税法上の前年所得等に基づき適用を行っているところであるが、当該前年所得等にかかわらず、法第 90 条第 1 項第 5 号等においては「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき」には、免除等を適用することが可能となっている。

また、当該「厚生労働省令で定める事由」として、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。以下「規則」という。）第 77 条の 7 が定められているが、同条第 4 号では、「前三号に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき」とされ、「失業」（同条第 2 号）等に準ずるものとして、「事業の休廃止」の場合も免除等を適用しているところ。

他方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失すること等に伴う所得急減により、失業等に準じる場合も多くあることが想定される。

このため、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点に加え、経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）も踏まえ、臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる措置を講ずることとした。

ついては、下記の内容をご了知の上、遺漏なきよう、取り扱い願いたい。

なお、地方厚生（支）局年金調整課長及び管理課長並びに文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長及び高等教育局学生・留学生課長宛に別添 1 及び 2 のとおり通知していることを申し添える。

記

1 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置の内容

2 の方法による申請をした者が、（1）に該当する者であるときは、（2）の対象期間について、臨時特例の措置として、規則第 77 条の 7 第 4 号に該当するものとして取り扱うものとする。この場合において、その申請された所得見込額（（1）の②の「簡易な所得見込額」をいう。）等からみて、免除等のそれぞれの基準適用に相当するときは、当該基準適用に相当する免除等をそれぞれ適用する取扱いとするものとする。

(1) 対象者

以下の①及び②のいずれも満たす者であること。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより収入が減少したこと。

② 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること

①により、令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中に見込まれる所得（以下「簡易な所得見込額」という。）（※1）が、国民年金保険料の免除等の基準適用相当（※2）（※3）になることが見込まれること。

（※1）簡易な所得見込額は、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月における所得額を12か月分に換算する簡易な方法によって差し支えない。

また、当該簡易な所得見込額の対象となる所得は、この臨時特例措置の趣旨に鑑み、事業所得・給与所得・不動産所得・公的年金等所得といった定期的かつ主要な所得のみとし、譲渡所得、退職所得、一時所得等の一時的な所得やその他の各種の所得は、考慮しない取扱いとする。

（※2）当該簡易な所得見込額が一部免除基準相当の所得等に該当する場合は、それぞれ該当する一部免除等を適用する取扱いとなる。なお、具体的な判定に当たっては、申告された簡易な所得見込額と前年の課税情報における控除額（例：社会保険料控除、医療費控除等）等を用いて判定する簡易な取扱いとする。

（※3）免除等の判定に用いる扶養親族数は、前年の課税情報における扶養親族数を用いて判定する取扱いとする。また、3の（3）のとおり、全額免除・全額猶予・一部免除にあつては、法第90条第1項本文ただし書等の規定により、連帯納付義務者（世帯主及び配偶者（納付猶予の場合は配偶者のみ））についても、それぞれ、免除等の基準適用相当に該当することが必要となることに留意すること。

(2) 臨時特例措置の対象となる期間等

今回の臨時特例措置は、令和2年2月以降の保険料を対象とすること。また、本臨時特例措置の手続による免除等は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とすること。

なお、現行の各免除等における適用サイクルを踏まえ、具体的には、それぞれ以下のとおりとなるので留意すること。

① 全額免除・納付猶予・一部免除

これらの適用サイクルは、7月から翌年6月までとなっていることから、当面は、令和2年6月分までの免除となること。このため、同年7月以降の分は、他の通常の免除申請と同様に、再度、この臨時特例措置による手続を行うことを要することに留意すること。

② 学生納付特例

学生納付特例の適用サイクルは、4月から翌年3月までとなっている。このため、令和2年2月分又は3月分の保険料の学生納付特例についても、本臨時特例措置による申請をしようとする場合には、令和元年度分（令和2年2月以降分に限る。）と令和2年度分（令和2年4月以降分）について、それぞれ申請書の提出が必要になることに留意すること。

2 申請書・確認方法等

(1) 申請書

① 全額免除・納付猶予・一部免除

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の様式により申請を行うこと。
その際、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」の記載を行うこと。

② 学生納付特例

「国民年金保険料学生納付特例申請書」の様式により申請を行うこと。
その際、申請書の「前年所得」（様式中の⑪の欄）の記載内容の区分に応じて、それぞれ以下のとおりの取扱いとなることに留意すること。

イ 1（所得なし）の欄に「○」が付されている場合

通常の申請手続によって学生納付特例の適用が可能であることから、本臨時特例措置による手続を行うことを要しないことに留意すること。このため、所得申立書によらず、通常と同様の申請手続で足りること。

ロ 2（所得118万円以下）の欄に「○」が付されている場合

通常の申請手続によっても、学生納付特例の適用の対象となりうるが、通常の申請手続の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。

このため、通常の申請手続による判定でなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行っても差し支えない。

本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、別添3の「所得の申立書（臨時特例用）（学特）」（以下「所得申立書（学特）」という。）の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

ハ 3（所得118万円超）に「○」が付されている場合

通常の申請手続の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。このため、通常の申請手続による判定ではなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行うことができるものとする。本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」（様式中⑫の欄）の3（その他の欄）に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、「所得申立書（学特）」の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

(2) 添付書類

① 全額免除・納付猶予・一部免除

申請書に、別添4の「所得の申立書（臨時特例用）（免除・納付猶予用）」を添えて提出することとし、その他の添付書類は不要とする。

ただし、事後に、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（※）を確認させていただく場合があるので、2年間はその保管をお願いする旨を、当該所得申立書の様式中に明示することとしている。このため、申請者に対しては、適宜、その旨周知・説明等を願いたいこと。

② 学生納付特例

申請書に、通常の手続と同様、学生証のコピーを添えて提出することが必要であることに留意すること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により学生証が添付できない場合には、「新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行の遅延による国民年金保険料の学生納付特例申請の受付に係る留意点について」（年管管発0422第4号。厚生労働省年金局事業管理課長通知。）のとおり取り扱うことに留意すること。

本臨時特例措置による手続を希望する場合（上記（1）②ロ及びハの場合）は、「所得申立書（学特）」を添えて提出すること。

ただし、この場合、事後に、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類（※）を確認させていただく場合があるので、2年間はその保管をお願いする旨を、当該所得申立書の様式中に明示することとしている。このため、申請者に対しては、適宜、その旨周知・説明等を願いたいこと。

（※） 簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類とは、所得申立書の記載の内容を確認できるものであり、例えば、以下のような書類をいう。

例： 令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し（所得見込額等が分かるもの）、事業所の業務帳簿（事業収入欄等）の写し、給与明細書 など

3 その他の運用上の留意点等

（1） 免除の影響等の周知・説明等

今回の臨時特例措置に係る免除等の申請の受理等に当たっては、例えば、以下のような免除等に該当した場合の効果や影響などの留意すべき点について、適切に周知・説明等すること。

- ① 免除等期間については、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなること。
- ② 免除等の適用後であっても、10年以内であれば追納が可能であること。
- ③ 一部免除となった場合は、免除されなかった分の保険料納付がないと給付等に結びつかないこと。

（2） 全額免除・納付猶予・一部免除の申請時の留意点

全額免除・納付猶予・一部免除における適用順位は、免除申請書の様式の⑨の欄のとおりとなることから、例えば、申請者において、猶予ではなく一部免除を希望する場合には、猶予欄に「×」を付けることが必要となること等の免除等区分の記入方法を適切に周知・説明等すること。

（3） 連帯納付義務者の取扱い

全額免除・納付猶予・一部免除の適用に当たっては、法第90条第1項本文ただし書等の規定により、法第88条に規定する連帯納付義務者（世帯主及び配偶者。ただし、納付猶予にあっては配偶者のみ。）についても、免除等の適用要件を満たすことが必要であることに留意すること。

このため、連帯納付義務者に係る所得申立書の取扱いは、それぞれ、以下の区分に応じた対応となることに留意すること。

- ① 連帯納付義務者の所得についても、本臨時特例手続による簡易な所得見込額による申請を行う場合

当該連帯納付義務者分についても、所得申立書への記載が必要となること。その際、所得申立書中の当該連帯納付義務者に係る欄は、申請者本人が記載しても差し支えないこと。

- ② 連帯納付義務者の所得について、今般の臨時特例手続による簡易な所得見込額でなく、通常と同様に、課税情報における前年所得等による申請を行う場合

当該連帯納付義務者分については、所得申立書において、簡易な所得見込額に係る記載等は不要であること。

なお、所得申立書に、当該連帯納付義務者に係る所得等の記載がない場合は、当該連帯納付義務者分については、通常どおり、課税情報における前年所得等によって判定を行うこととなるので、その旨申請者本人に確認するよう留意すること。

(4) 本人・配偶者ともに免除申請等をする場合の取扱い

例えば、本人及び配偶者がいずれも国民年金第1号被保険者である場合において、兩名分の免除等の申請（本臨時特例措置による申請）を同時にしようとする場合は、通常の免除等の手続の場合と同様に、それぞれの申請者ごとに、申請手続が必要であることに留意すること。

ただし、この場合においては、免除等の申請書に添付される所得申立書の記載内容が同一である場合には、一方の申請者の分は、当該所得申立書の写しを添付することで対応して差し支えないこと。（この場合、署名欄については、欄外に当該申請者本人の署名を記載するなど柔軟に対応して差し支えない。）

(5) 前納分や口座振替等の対応

保険料の前納を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、免除等の承認があった場合には承認後に、日本年金機構から、前納分の還付（免除等の申請日以降の前納分）に係る通知が届くので、適切に対応いただくよう、周知・説明等すること。その際、還付の取扱いとしなかった場合には、当該納付期間分は、将来の年金額に反映できること等についても適切に周知・説明等すること。

また、保険料の口座振替を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、免除等の承認があった場合には、承認後に、口座振替が停止されることとなるので、その旨を周知・説明等すること。

(6) 郵送による手続の積極的な活用等

本臨時特例手続の趣旨を踏まえ、感染拡大防止等の観点から、郵送による手続の積極的活用をお願いすること。

また、市町村に対しては、日本年金機構に回付後の書類の不備等による返戻等をできる限り事前に防止する観点から、申請の受理に当たり、適切に内容を確認するとともに、不備等がなければ、速やかに日本年金機構に回付できるようにするなど、適切な対応をお願いしている。日本年金機構においても適切な対応をお願いしたい。

4 実施期間

令和2年5月1日から受付開始とする。なお、1の(2)のとおり、本臨時特例措置の手続による免除等は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とする。

以上

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料学生納付特例に係
る臨時特例手続等について

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

国民年金は、原則として20歳以上で日本国内に住所を有する者を被保険者として適用しているが、20歳以上の大学生や専修学校生等（以下「大学生等」という。）については、将来、年金を受け取ることだけでなく、在学中のスポーツによるけが、病気や事故で障害が残ってしまった場合でも障害基礎年金が受けられるよう、本人からの申請に基づき、大学生等である期間の国民年金保険料の納付が猶予され、その後10年以内にその猶予された期間の保険料を納付することができる学生納付特例制度が設けられている。また、この学生納付特例の申請を被保険者である大学生等からの委託を受けて大学・専修学校等（以下「大学等」という。）が代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられているところであり、その周知については、従来より、貴省にも御協力いただいているところである。

現行の制度は、税法上の前年所得等に基づき学生納付特例の適用を行っているところであるが、当該前年所得等にかかわらず、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）第90条の3第1項第3号においては「保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき」には、学生納付特例を適用することが可能となっている。

また、当該「厚生労働省令で定める事由」として、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「規則」という。）第77条の7が定められているが、同条第4号では、「前三号に準ずる事由により保険料を納付することが困難と認められるとき」とされ、「失業」（同条第2号）等に準ずるものとして、「事業の休廃止」の場合も学生納付特例を適用しているところ。

他方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、主たる収入源を喪失すること等に伴う所得急減により、失業等に準じる場合も多くあることが想定される。

このため、新型コロナウイルス感染症の動向等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点に加え、経済社会全般に重大な影響が及んでいる等の特別の状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）も踏まえ、臨時特例の時限的措置として、本人の申告所得等をベースにした簡易かつ迅速な手続によって、学生納付特例の申請及び適用を行うことができる措置を講ずることとした。

ついては、下記の内容をご了知の上、遺漏なきよう、学生納付特例事務法人に対し周知いただくとともに、学生納付特例事務法人でない大学等教育施設に対しては下記の手続を市町村（特別区を含む。）において受け付けていることを周知いただくようお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例措置の内容

2の方法による申請をした者が、(1)に該当する者であるときは、(2)の対象期間について、臨時特例の措置として、規則第77条の7第4号に該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 対象者

以下の①及び②のいずれも満たす者であること。

① 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなどにより収入が減少したこと。

② 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること

①により、令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中に見込まれる所得（以下「簡易な所得見込額」という。）(※1)が、学生納付特例の基準適用相当(※2)になることが見込まれること。

(※1) 簡易な所得見込額は、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月における所得額を12か月分に換算する簡易な方法によって差し支えない。

また、当該簡易な所得見込額の対象となる所得は、この臨時特例措置の趣旨に鑑み、事業所得・給与所得・不動産所得・公的年金等所得といった定期的かつ主要な所得のみとし、譲渡所得、退職所得、一時所得等の一時的な所得やその他の各種の所得は、考慮しない取扱いとする。

(※2) 学生納付特例の判定に用いる扶養親族数等は、前年の課税情報における扶養親族数等を用いて判定する取扱いとする。

(2) 臨時特例措置の対象となる期間等

今回の臨時特例措置は、令和2年2月以降の保険料を対象とすること。また、本臨時特例措置の手続による学生納付特例は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とすること。なお、学生納付特例の適用サイクルは、4月から翌年3月までとなっている。このため、令和2年2月分又は3月分の保険料の学生納付特例についても、本臨時特例措置による申請をしようとする場合には、令和元年度分（令和2年2月及び3月分に限る。）と令和2年度分（令和2年4月以降分）について、それぞれ申請書の提出が必要になることに留意すること。

2 申請書・確認方法等

(1) 申請書

「国民年金保険料学生納付特例申請書」の様式（以下「申請書」という。）により申請を行うこと。

その際、申請書の「前年所得」（様式中の⑩の欄）の記載内容の区分に応じて、それぞれ以下のとおりの取扱いとなることに留意すること。

イ 1（所得なし）の欄に「○」が付されている場合

通常の手続によって学生納付特例の適用が可能であることから、本臨時特例措置による申請を行うことを要しないことに留意すること。このため、所得申立書によらず、通常と同様の申請手続で足りること。

ロ 2 (所得あり (118 万円以下)) の欄に「○」が付されている場合

通常の申請手続によっても、学生納付特例の適用の対象となりうるが、通常の申請手続の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。

このため、通常の申請手続による判定でなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行っても差し支えない。

本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」(様式中⑫の欄) の3 (その他の欄) に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、別添の「所得の申立書 (臨時特例用) (学特)」(以下「所得申立書 (学特)」という。) の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

ハ 3 (所得あり (118 万円超)) に「○」が付されている場合

通常の申請手続の場合は、課税情報における前年所得等に基づく判定となる。このため、通常の申請手続による判定ではなく、本臨時特例措置による所得申立書に基づく判定を希望する場合にあっては、本臨時特例措置による手続を行うことができるものとする。本臨時特例措置による手続を希望する場合にあっては、申請書の「特例認定区分」(様式中⑫の欄) の3 (その他の欄) に、「○」を付した上で、「臨時特例」と記載するとともに、「所得申立書 (学特)」の添付が必要となるため、適切に周知・説明等いただきたい。

(2) 添付書類

申請書に、通常の手続と同様、学生証のコピーを添えて提出することが必要であることに留意すること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により学生証が添付できない場合には、「新型コロナウイルス感染症の影響により学生証の発行の遅延による国民年金保険料の学生納付特例申請の受付に係る留意点について」(年管管発 0422 第6号。厚生労働省年金局事業管理課長通知。) のとおり取り扱うことに留意すること。

本臨時特例措置による手続を希望する場合(上記(1)②ロ及びハの場合)は、別添の「所得申立書 (学特)」を添えて提出すること。

ただし、事後に、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類(※)を確認させていただく場合があるので、2年間はその保管をお願いする旨を、当該所得申立書の様式中に明示することとしている。このため、申請者に対しては、適宜、その旨周知・説明等を願いたいこと。

(※) 簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができる書類とは、所得申立書の記載の内容を確認できるものであり、例えば、以下のような書類をいう。

例：令和2年2月以降の任意の1か月分の契約解除通知書等の写し(所得見込額等が分かるもの)、事業所の業務帳簿(事業収入欄等)の写し、給与明細書 など

3 その他の運用上の留意点等

(1) 学生納付特例の影響等の周知・説明等

今回の臨時特例措置に係る学生納付特例の申請の受理等に当たっては、例えば、以下のような学生納付特例に該当した場合の効果や影響などの留意すべき点について適切に周知・説明等すること。

① 学生納付特例期間については、追納をしない限り将来受け取る老齢基礎年金が少なくなること。

② 学生納付特例の適用後にあっても、10年以内であれば追納が可能であること。

(2) 前納分や口座振替等の対応

保険料の前納を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、学生納付特例の承認があった場合には、承認後に、日本年金機構から、前納分の還付（免除等の申請日以降の前納分）に係る通知が届くので、適切に対応いただくよう、周知・説明等すること。その際、還付の取扱いとしなかった場合には、当該納付期間分は、将来の年金額に反映できること等についても適切に周知・説明等すること。

また、保険料の口座振替を行っている者に対しては、現行の仕組みと同様、学生納付特例の承認があった場合には、承認後に、口座振替が停止されることとなるので、その旨を周知・説明等すること。

(3) 郵送による手続の積極的な活用

本臨時特例手続の趣旨を踏まえ、感染拡大防止等の観点から、郵送による手続の積極的な活用をお願いすること。

4 実施期間

令和2年5月1日から受付開始とする。なお、1の(2)のとおり、本臨時特例措置の手続による学生納付特例は、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とする。

以上

簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「12特例認定区分」の「3. その他」に「臨時特例」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 平成31年度分(令和2年2月分以降)

※平成31年度分は令和2年3月分までとなります。
※平成31年4月～令和2年1月分は対象外です。

② 下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

③ 収入が減少した方の氏名をご記入ください。
※被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。

被保険者(申請者)氏名

フリガナ

④ 収入が減少した後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。
(裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

円

⑤ 備考欄

【記入上の注意事項】

- ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)

【添付書類】

- ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。
日本年金機構理事長あて
令和 年 月 日 提出
住所 _____
被保険者氏名 _____ 印※
※被保険者が自署した場合は、押印不要です。

受 付 印	
市区町村	年金事務所

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください（記入は必須ではありません）

被保険者（申請者）												
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）												
令和2年 ____ 月												
												円

B 収入見込額（A × 12か月）												
												円

控除等（※2）

事業収入、不動産収入を有する方

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）												
												円

給与収入を有する方

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）												
												円

E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載

												円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
 - ※2 控除等の見込額は、以下の算出方法を参考に算出してご記入ください。（注）
 - ・ Bの収入のうち、**事業収入及び不動産収入に係る必要経費**は、例えば、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
 - ・ Bの収入のうち、**給与収入に係る給与所得控除**の見込額をご記入ください。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。
- （注） 給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、Eの額の計算に含める必要はありません。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）
--------	--

（例）被保険者（申請者） 給与収入額 50万円
給与所得額の計算 → 50万円 - 65万円 = 0円 } この場合、E欄は「0」で計算

（参考） 学生納付特例の所得基準（めやす）（※3）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	156万円	118万円

- ※3 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^{（注）}のもの）により判定します。また、一部免除については、その者の税法上の前年^{（注）}の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）も考慮して判定します。

（注）表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください（記入は必須ではありません）

被保険者（申請者）									
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）									
令和2年 ____ 月									
									円

B 収入見込額（A × 12か月）									
									円

控除等（※2）

事業収入、不動産収入を有する方

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）									
									円

給与収入を有する方

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）									
									円

E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
 - ※2 控除等の見込額は、以下の算出方法を参考に算出してご記入ください。（注）
 - ・ Bの収入のうち、**事業収入及び不動産収入に係る必要経費**は、例えば、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
 - ・ Bの収入のうち、**給与収入に係る給与所得控除**の見込額をご記入ください。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。
- （注） 給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、Eの額の計算に含める必要はありません。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）
--------	--

（例）被保険者（申請者） 給与収入額 50万円
給与所得額の計算 → 50万円 - 65万円 = 0円 } この場合、E欄は「0」で計算

（参考） 学生納付特例の所得基準（めやす）（※3）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	156万円	118万円

- ※3 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^{（注）}のもの）により判定します。また、一部免除については、その者の税法上の前年^{（注）}の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）も考慮して判定します。

（注）表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除・納付猶予申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の免除の申請を行うために、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の「⑫特例認定区分」の「3. その他」に「臨時特例」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料免除・納付猶予申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 令和元年度分(令和2年2月分以降) ※令和元年度分は令和2年6月分までが対象となります。
※令和元年7月～令和2年1月分は対象外です。

② 下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

③ 収入が減少した者の氏名をご記入ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の分のみ記載してください。
記載のない方の分については、前年度の所得に基づき審査します。

被保険者(申請者)氏名	配偶者(夫または妻)氏名	世帯主氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ

※ ※

※配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に②の収入減少がない場合は「なし」と記載

④ 収入が減少した後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。
(裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

被保険者(申請者)の所得見込額	配偶者(夫または妻)の所得見込額	世帯主の所得見込額
円	円※	円※

※配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に②の収入減少がない場合は「なし」と記載

⑤ 備考欄

【記入上の注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の分のみ記載してください。
(記載のない方の分については、前年度の所得に基づき審査します。)
- ③欄及び④欄は、配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に新型コロナ感染症の影響による収入の減少がなかった場合には、それぞれ配偶者欄や世帯主欄に「なし」とご記入ください。
- ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の所得見込額をご記載ください)

【添付書類】

- ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

日本年金機構理事長あて

令和 年 月 日 提出

住所 _____

被保険者氏名 _____ 印※

※被保険者が自署した場合は、押印不要です。

受	付	印
市区町村		年金事務所

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください（記入は必須ではありません）
 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者のみご記載ください。

被保険者（申請者）	配偶者（夫または妻）	世帯主
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）		
令和2年__月	令和2年__月	令和2年__月
円	円	円



B 収入見込額（A × 12か月）	円	円	円
-------------------	---	---	---



控除等（※2）

事業収入、不動産収入を有する方

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）	円	円	円
--	---	---	---

給与収入、公的年金等収入を有する方

D Bの収入のうち、給与収入、公的年金等収入に係る給与所得控除、公的年金等控除の見込額（12か月分）	円	円	円
--	---	---	---



E 各控除等の控除後の所得見込額	B - (C + D) → 表面の④に記載		円
円	円	円	円

【留意点】

※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。

算出にあたっては、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
 対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入及び公的年金等収入です。
 なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。

※2 控除等の見込額は、以下の算出方法を参考に算出してご記入ください。（注）

- ・ Bの収入のうち、**事業収入及び不動産収入に係る必要経費**は、例えば、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
- ・ Bの収入のうち、**給与収入に係る控除**については**給与所得控除**、**公的年金等収入**については**公的年金等控除**の見込額の合計額をご記入ください。
 具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。

（注） 給与収入、公的年金等収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、Eの額の計算に含める必要はありません。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）
公的年金等控除	・ 65歳未満の者 → 70万円 ・ 65歳以上の者 → 120万円

（例）被保険者（申請者）	給与収入の見込額	50万円
世帯主（66歳）	公的年金等収入の見込額	100万円
給与所得額の計算	→ 50万円 - 65万円 =	0円
公的年金等所得の計算	→ 100万円 - 120万円 =	0円

この場合、E欄はそれぞれ「0」で計算

世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^{（注）}のもの）により判定します。また、一部免除については、その者の税法上の前年^{（注）}の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）も考慮して判定します。

（注） 表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。